

消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価・監視
各省庁ヒアリングの対象施策・対象省庁及びヒアリング項目(1)

1. 5月15日(火)15:00~18:00

H24年3月27日消費者委員会意見等	消費者基本計画(H24年4月改定素案)中の関連施策				24年春(今回)ヒアリング	
	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	対象省庁等	ヒアリング項目
<p>東日本大震災への対応について、実施された施策の検証と今後の施策について明記されたい。</p> <p>また、以下に記載するように、放射線測定器の機器の精度に関して消費者の誤認を防ぐための施策や、放射線測定器の貸与、消費者が必要としている情報を一括して提供すること、リスクコミュニケーションを充実させること等、具体的施策として明記されたい。</p>	総論 又は 新規施策				消費者庁 環境省 経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・原発事故による放射能汚染に伴う消費者問題への対応状況・成果について説明されたい。 ・放射性物質について、各省庁等がバラバラにリスク管理を行っていたが、今後のリスクコミュニケーションのあり方についてどのように考えているか。 ・食品に含まれる放射性物質について、本年4月1日より新たな基準が設定されたが、自治体や事業者の間でより厳しい自主基準を設けているところが多い。消費者が混乱することを防ぐため、リスクコミュニケーションや検査体制の面でどのような措置を講じるのか。(以上、消費者庁) ・放射線測定器の性能にはバラつきが見られ、正確に測定することが難しい。より正確な測定が可能となるよう、放射能測定器を計量法の規制対象に加えるべきではないか。(経済産業省) ・被災地に効果不明の除染ビジネスが出てきているが、この問題についてどの程度把握しているのか。登録制度や技術認定制度などを早急に導入する必要があると考えるがどうか。(消費者庁、環境省)
						<p>① 関係省庁等は、リスクコミュニケーションについて、消費者への周知が十分に行われていたかどうかという観点で検証・評価を行われたい。</p> <p>また、放射性物質の食品への影響について、食品の安全性の基準をよりわかりやすく明示し、その検査体制を充実して、消費者の不安の解消を図るための施策を実施することについて明記するとともに、消費者の正しい理解のための機会・情報を提供することについて明記されたい。</p>
<p>② こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応(追加)</p>	新規				消費者庁	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにゃく入りゼリーによる窒息事故に対してどのように取り組んできたのか説明されたい。 ・事故の再発防止のため、具体的な法整備に着手すべきと考えるがどうか。
<p>③ 「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」における指摘事項等を踏まえて、具体的な施策の実施について明記されたい。(学校における消費者事故が消費者庁に迅速に寄せられる体制確立の実現、福祉用具の事故収集体制の整備、茶のしずく石鹸の事案を踏まえた関係省庁との迅速な連携等。)</p>	4	<p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。</p> <p>これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。</p>	消費者庁 関係省庁等	<p>前段について、継続的に実施します。</p> <p>後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討については、継続的に実施します。公表する事故情報の範囲等の拡大は平成22年度に一部実施済み。</p>	消費者庁 文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・公表基準の基本要領の改定作業は、昨年末以降、延び延びの状況と聞いているが、その後の進捗状況について説明されたい。また、いつ頃改定となる予定か、改定に当たって課題となっていることは何かについても説明されたい。 ・1月31日の消費者委員会における消費者庁の回答によると、消費者庁と関係省庁間で通知の遅滞等が生じた場合には個別に協議して改善を図るとしているが、具体的に改善は図れているのか(保育所、高齢者施設等)。 ・消費者安全法施行規則第5条五のロにある「一上肢又は一下肢のいずれかの指を末梢骨の一部以上で欠くもの」は、消費者安全法第12条第1項にある行政機関等から通知される重大事故等の要件とされており、一般的な指の切断事故はこれに当たると思われるが、消費者安全専門調査会報告書によると通知が不十分とされている。これについて各行政機関に協議や要請はどの程度なされているのかを関係省庁別に開示されたい。 ・収集する事故情報の範囲等の拡大の検討状況は、現在どのような状況にあるか説明されたい。 ・消費者事故を未然に防止するためには、収集した事故情報に基づき製品リコール等の注意喚起を徹底することが不可欠であるが、その取組状況について説明されたい。(以上、消費者庁) ・建議の基となった消費者安全専門調査会報告書によると、平成22年度に学校で発生した事故の消費者庁への通知は、独立行政法人日本スポーツ振興センターがまとめた事故件数に比べ、大幅に少ない数件レベルに留まっている。学校における事故情報の収集について、消費者庁発足後、「消費者事故等の通知について」(平成21年9月1日付け)として消費者庁及び文部科学省から各都道府県等教育委員会総務担当課宛での事務連絡がなされているが、その後の推進状況について説明されたい。(文部科学省)
		12	<p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>	消費者庁 関係省庁等	継続的に実施します。	消費者庁

H24年3月27日消費者委員会意見等	消費者基本計画(H24年4月改定素案)中の関連施策				24年春(今回)ヒアリング	
	施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	対象省庁等	ヒアリング項目
③ (前頁より続き)	13-2	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。 消費者庁は、前記の体制整備に並行して、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。	消費者庁 警察庁 法務省 経済産業省 国土交通省 関係省庁等	一部実施済み。 前段については、引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。 後段については、速やかに着手し、24年度中に順次実現していきます。	消費者庁	・平成23年11月に「入手情報点検チーム」が設置されているが、注意喚起情報の選定方法等、その運営をより透明なものとするべきではないか。また、「消費者安全調査委員会(仮称)」立上げ以降における同チームの位置づけについて説明されたい。 ・消費者安全調査委員会の調査体制について、他の行政機関等による調査結果の評価・検証と、自ら調査を実施するときの運用指針の策定等について、具体的にどのような検討を行っているのか説明されたい。 ・立体駐車場や電動シャッターによる事故が多発している問題について、今後どのように取り組むのか説明されたい。
	13-2-2	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。	消費者庁	一部実施済み。 引き続き体制整備について、施策番号13-2と合わせて必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。	消費者庁	・既存の事故調査機関との相互の調整・連携についての準備状況について説明されたい。
④ 食品表示一元化(追加)	69	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。	消費者庁	・食品表示の信頼性を回復するため、食品表示の一元化を早期に実現すべき。平成24年度に法案の提出を目指すとのことであるが、検討の進捗状況や今後の見通しについて説明されたい。 ・表示面積の制約や将来的な表示事項の増加を踏まえれば、ウェブサイトや二次元コードのような容器包装以外での表示を検討してはどうかとの意見もあるが、消費者庁としての考え方如何。
	73	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	消費者庁	施策を一部実施済み。 平成23年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。		
⑤ 「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」における指摘事項を踏まえ、具体的な施策の実施について明記されたい。特に、集中育成・強化期間後の、地方消費者行政の支援の充実、財政措置について、明記されたい。 また、消費生活センターや相談窓口のない市町村への支援(広域連携も含む)や、モデル事業化、相談窓口対応者や消費生活相談員の確保と質の向上に関する施策の実施について、明記されたい。	121 ・ 122	①地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。 ②人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成します。 ③地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組めます。 ④消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図れるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。 ⑤「地方消費者行政活性化基金」について、平成25年度予算概算要求に向け、「活性化基金」終了後においても、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援し、自治体での取組を下支えできるような財源の確保に向けて検討を行います。 ⑥今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組めます。	消費者庁 関係省庁等	①引き続き実施します。 ②平成24年6月末までに作成します。(今後の議論を踏まえ、記載の変更がありうる。(P)) ③引き続き実施します。 ④引き続き検討します(「PIO-NETの刷新に関する検討会」での議論を踏まえ、記載の変更がありうる。(P)) ⑤引き続き検討します。 ⑥引き続き実施します。	消費者庁	・消費者庁は、地方消費者行政の充実のために地方公共団体は国に対してどのような支援と協同体制を要望しているか認識しているか。また、その要望を踏まえ、具体的にどのような支援を行い、今後どのような検討を行おうとしているのか。 ・以上のような検討を行う上での前提として、「活性化基金」の活用状況と基金終了後の地方公共団体における取組方針について、消費者庁は全国規模の実態調査(定量調査を含む)を実施すべきと考えるがどうか。 ・消費者庁が昨年夏に提示した工程表では、平成23年冬～24年春を目途に「地方消費者行政の充実・強化のための指針(仮称)」を作成予定としているが、現在までの進捗状況及び主な内容(方向性)について説明されたい。